

令和6年度 就学援助制度の申請について

今年度も就学援助制度の申請時期が近づいてまいりました。申請にあたり、以下に保護者の皆さまに注意していただきたい点を挙げています。必ずご確認ください。

今回配布しているもの(家庭数)

- ① 令和6年度 就学援助制度の申請について(このお知らせ用紙)
- ② 就学援助制度のお知らせ
- ③ 【就学援助制度のお知らせ 支給額】
- ④ 令和6年度 大阪狭山市児童生徒就学援助費支給申請書【新規・継続】

大阪狭山市教育委員会より

提出締め切り 令和6年5月31日(水)

提出先 大阪狭山市教育委員会教育指導グループ もしくは 大阪狭山市立北小学校

必要書類

- ① 令和6年度 大阪狭山市児童生徒就学援助費支給申請書
- ② 借家にお住まいの場合 賃貸借契約など家賃額の確認できる書類の写し(毎年添付が必要)
- ③ 令和6年1月2日以降に本市に転入された場合、最新年度の市府民税課税所得証明書(詳細は大阪狭山市教育委員会からのお知らせをご確認ください)

○就学援助制度は年度毎に申請が必要です(昨年度認定されていた方も、申請が必要です)。

○1年生の方で入学前に早期支給の申請を行った場合も、年度が変わるため申請が必要です。

《学校諸経費の取り扱いについて》

昨年度就学援助に認定されていたご家庭は、4月分から給食費と災害共済掛金(スポーツ振興費掛金)を免除した額で学校諸経費を振替いたします。ただ、以下のような場合は免除されている上記の諸経費を4月分にさかのぼり、一括で納入していただくことになります。ご了承ください。

1.5月31日までに申請書の提出がない場合(遅れての申請は、4月に遡っての支給になりません)

2.収入状況等の変化により、今年度の申請は行わない場合

この場合は5月14日(水)までに、本校事務担当者まで必ずご連絡ください

3.申請はおこなったが、所得超過等の理由により、就学援助が認定されなかった場合

<お問い合わせ>

就学援助全般に関すること

大阪狭山市教育委員会 教育部教育指導グループ

TEL: 072-366-0011(内線 810・811)

学校諸経費に関すること

大阪狭山市立北小学校 事務担当

TEL: 072-366-0072